

「富山県民福祉基本計画(第三次改定版)」の概要

計画の性格

● 福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画
(富山県民福祉条例第11条第2項第1号)

● 市町村地域福祉計画を支援する計画
(社会福祉法第108条第1号)

● 県民、事業者などの協働の指針となる計画

計画をめぐる現状と動向

- 全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組み(包括的支援体制の整備)
- 複雑化・複合化した生活課題(孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題など)を抱える人たちの顕在化
- 福祉・介護人材の不足、質の高い介護サービスの提供
- ロボット・AI・ICT等の活用による介護者負担の軽減
- 人口減少と高齢化の更なる進行
「人生100年時代」を迎え65歳以上の高齢者も社会の担い手に
- 自然災害や感染症に備えた体制の整備
避難行動要支援者への避難支援や介護サービスの安定的・継続的提供
- 「SDGs」の理念を踏まえた取組みの強化
高齢者・障害者・子どもなどの権利擁護意識の高まりや、外国人、性的少数者などへの理解促進
- 障害者が地域で安心して生活できる支援を受けられることを前提とした地域移行や、多様な障害への包括的な支援の拡充

計画の目標

誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す
とやま型地域共生社会の実現
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活を継続できる社会
- ③ すべての県民が困ったときに、身近なところで医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO法人、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で支え合う、公正で活力ある社会
(富山県民福祉条例第3条より)

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

“ウェルビーイング”とは？

「自分らしく幸せに生きられること」、「心も身体も社会的にも満たされている状態」、「実感としての幸せ・心の豊かさ」などを表す言葉です。

計画の期間

2023(令和5)年度から
2027(令和9)年度まで
《5年間》



「SDGs(持続可能な開発目標)」の理念を踏まえた計画であり、本計画の推進によりSDGsを推進します。

3つの施策の柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
 - 1 人に寄り添い支え合う心の醸成
 - 2 地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- II 福祉を担う人づくり
 - 1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
 - 2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
 - 3 地域共生社会を支える人材の育成・確保
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進
 - 1 地域における互助の推進
 - 2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化
 - 3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
 - 4 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の実現に向けた基盤づくり
 - 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
 - 2 地域共生社会の実現に向けた拠点づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
 - 1 こどもや子育て家庭への支援等の充実
 - 2 障害児者の療育及び教育の充実
 - 3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
 - 4 在宅福祉・医療サービスの充実
 - 5 認知症の支援体制の整備
 - 6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成
 - 1 総合的な情報提供や相談機関の充実
 - 2 自然災害や感染症に備えた取組みの促進
 - 3 生きがいづくりと社会参加活動の機会の充実
 - 4 高齢者、障害者等の就労支援
 - 5 高齢者、障害者等の社会活動への支援

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
 - 1 権利擁護の推進
 - 2 虐待防止への総合的な取組み
 - 3 障害等を理由とする差別の解消
 - 4 生活困窮者等を支援する体制の整備
 - 5 社会的に配慮が必要な人々への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)
- II 利用者本位のサービスの提供
 - 1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
 - 2 サービスの効率化と評価システムの活用
 - 3 地域包括ケアシステムの深化
 - 4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化
- III 支え合いネットワークの形成
 - 1 身近な地域での包括的な支援体制の整備
 - 2 重層的な福祉圏域の設定
 - 3 市町村の地域福祉の推進支援